施策マネジメントシート(平成24年度の振り返り、総括)

平成 25 年 6 月 28 日

基本 目標	II	豊かな自然と共生するまち	主管課	名称 課長	地域整備課 増田 伸之
施策	16	まちなみの整備	関係課	農政課(農村整備)

	対象	意図			基本事業名	対象	意図
			市	1	まちなみ形成活動の 推進	町氏	調和の取れたまちなみの形成に向けた取り組みを積極的に行う。
施策		①調和のとれたまちなみの形成に向けた取り組みを積極的に行う。 ②調和のとれたまちなみが整備される。		2	適正な土地利用の推 進	町内全域	土地利用や開発が適正に規制・誘導される。
1.0	①町民 ②町内全域			3			
的				4			
				5			

		成果指標名	単位	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	Α	調和のとれたまちなみの形成へ向けて何ら かの取り組みを行っている町民の割合	%	実績値	57.2	58.9					
	Α			目標値		58.0	59.0	60.0	60.0	60.0	60.0
	В	締結された景観協定の数 指定された景観形成地区の数	箇所	実績値	6/2	6/2					
	Ь			目標値		6/2	6/2	6/2	7/2	7/2	8/2
成果	С	都市計画税課税区域で宅地等として利用さ	%	実績値	79.8	79.9					
未指		れている面積の割合		目標値		79.8	79.8	79.9	79.9	80.0	80.0
標	D			実績値							
	ט			目標値							
	Е			実績値							
	L			目標値							
	F			実績値							
	1			目標値							

A) 直接的な設問であり、数値が高まれば目的が達成されているといえるため成果指標とした。

町民アンケートにより把握

※あなたは日頃、美しい景観の保全・形成へ向けた取り組みを行っていますか。→「特に行っていない」と回答しなかった人の割合

B)数が増加すれば、地域の景観形成への取り組みが活発になると考えられるため成果指標とした。

主管課で実数を把握

|の把握||定の考え ※地域とは、行政区または集落とする。

C) 都市計画税課税区域の土地利用について、宅地等として利用されている状態を適正と考え成果指標とした。

固定資産の価格等の概要調書>第53表 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)による

※土地の地積(宅地等小計)/土地の地積計

A) 高齢であるほど景観づくりに取り組む傾向にあるが、ライフスタイルの多様化により、成り行きでは今後高齢者となる人々で景観づくりに取り組む人は 減少すると考える。まちなみ環境整備に取り組んでおり、この取り組みを定着させることで今後数年間、割合を徐々に伸ばす。平成26年度以降は横ば

B) 平成27年度で1地区、平成29年度で1地区景観協定の締結を目指す。

C) 短期的には、変化がないと判断し、平成29年度まで79.8%で推移。長期的な視点で上昇させるべき数値であり、短期的に大幅に上昇させることは困難であることから、2年に0.1%程度上昇させ、平成29年度には80%をめざす。

の

設

の策

役割分担 担

1. 町民(事業所、地域、団体)の役割

2. 行政(町、県、国)の役割

①花苗の植え付けなど、身近な景観づくりに地域ぐるみで積極的に取り組

たの め目 ②建物などを建てる際に、調和の取れた景観形成に配慮する。景観形成地 の的

区、協定地区の住民は景観協定を守る。

③都市計画、開発等に関する各種規制を遵守する。

①まちなみの整備に関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な 計画を策定する。

②景観形成について、町民の理解を深めるとともに、地域の取り組みを支 揺する

③一定規模を超える開発について監視・指導・助言を行う。

施策を取り巻く状況(対象や法令等)は今後どのように変化するか? ①対象となる町民は、少子高齢化、過疎化の影響を受け、人口は減少し 高齢者の占める割合が増大する。その結果、空き家が増加し、まちなみ形 成に取り組む人数が減少する。

①廃業したホテルがそのままになっていてイメージがよくない

町民アンケートによると、自由記述欄には、廃屋の撤去や建築物のデザイ ンの統一、環境美化活動の推進などを求める意見が多く寄せられている。 ②都市計画税は徴収されているのに、いつまで経っても道路が広がらない との声がある。都市計画区域内の4メートル未満の道路に隣接する宅地に ついては後退用地が必要であるが、未整備となっているところが多い ③用途内での建築許可基準(建ペい率など)が厳しすぎるとの声がある。

施策	16	まちなみの整備	主管課	名称	地域整備課
心果	10	よりなかり定哺	工目标	課長	増田 伸之

		実績比較	背景•要因
施策		□ かなり向上した。	①美しい景観の保全・形成へ向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合は、平成23年度57.2%から平成24年度58.9%と1.7ポイント増加した。具体的には、「地域や家庭で花や緑を増やす」が50.0%と最も高く、「公園や道路の清掃活動に参加する」28.2%と続く。年齢別では、20歳代が14.7%、60歳代が70.3%と
	① 時	☑ どちらかといえば向上した。	なるなど極端な差がみられ、高齢になるほど高い割合となる傾向にある。。 ②地区別にみると、新治地区において、「地域や家庭で花や緑を増やす」55.5%や「建物の屋根や壁の
	系列	□ ほとんど変わらない。(横ばい状態)	色・形などを 周囲の景観に調和させる」10.3%が高い割合となっている。新治地区では花づくり委員会を中心とした植栽活動が盛んであったり、景観条例による建物のデザインの統一に早くから取り組んできたためと考えられる。また、水上地区で「建物の屋根や壁の色・形などを周囲の景観に調和させる」が8.6%と2.7ポ
	比較	□ どちらかといえば低下した。	て考えられる。また、水上地区で「建物の産旅や壁の色・かなこを周囲の景観に調和させる」が8.0%と2.7か イント上昇、「景観を守るためのルールづくりやその運営にたずさわる」が3.9%と1.0ポイント上昇している。 街なみ環境整備事業を実施していることが要因と考えられる。
の成果		□ かなり低下した。	③締結された景観協定の数、指定された景観形成地区の数は前年度と同数。 ④都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合は、79.9%と0.1ポイント上昇した。
果水準	2	□ かなり高い水準である。	①景観法に基づく「景観行政団体」は、2013年1月1日現在で全国568団体であり、群馬県では13団体(伊勢崎市、富岡市、高崎市、太田市、板倉町、前橋市、中之条町、草津町、高山村、甘楽町、川場村、下仁田町、藤岡市)となっている。本町は景観行政団体にはなっていない。
準の分析と)他団体との比較	☑ どちらかといえば高い水準である。	②景観協定を結んでいる地域は町内6地区あり、近隣市町村と比較すると多い。 片品村で景観形成モデル地区を選定しているのみである。
析と背景		□ ほぼ同水準である。	③本町において、街なみ環境整備事業を1地区で実施している。県内では他に草津町のみが実施中であり、本町における景観への取り組みは進んでいるといえる。
景•		□ どちらかといえば低い水準である。	
要因		□ かなり低い水準である。	
の考察	3	□ 目標値を大きく上回った。	①調和のとれたまちなみの形成に向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合は、目標58.0%に対して58.9%となっており、目標を若干上回っている。 ②景観協定、景観形成地区の数は目標どおりであった。
汞	目標	□ 目標値を多少上回った。	③都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合は、目標79.8%に対し実績値79.9%となっており、目標を若干上回った。少数第二位の数値が上昇したために0.1ポイント上昇した。微増とは言え
	の達成	☑ ほぼ目標値どおりの成果であった。	確実に宅地利用率が上昇している。
	状況	□ 目標値を多少下回った。	
		□ 目標値を大きく下回った。	
取り組みの総括成果実績に対しての		②開発指導事務事業において、開発指導要 ③平成24年度の農地転用件数は44件であり ④街なみ環境整備事業により、湯原地区では 周辺地区で4件の修景事業を実施した。 ⑤県で主催している「花のゆりかごプロジェク	合宿温泉地区の一部0.28k㎡の現地調査を実施し、みなかみ町全体の進捗率は45.9%となった。 海に基づく開発協議に入るための事前構想1件の提出があり、適正な開発行為を指導・助言した。 、うち一般住宅が22件、駐車場5件、資材置き場用地等が17件であった。 は平成22年度、水上駅周辺地区では平成23年度に協定を締結し、平成24年度では湯原地区6件、水上駅 ト」に活動団体自ら参加し、花苗を育て地域景観の向上に寄与している。 画基礎調査を実施し、基礎資料を整えることができた。

今	1	基本事業名まちなみ形成活動の推進	今後の課題 ①少子高齢化、過疎化による影響により、地域の公園や道路の清掃活動に参加できる人数の減少が見込まれる。 空き屋が増加し、放置されることにより景観が損なわれていく。 ②町民の年齢や職業によって景観形成意識にばらつきがある。全体的に景観形成意識を高揚させる必要がある。	平成26年度の取り組み方針(案) ①他の施策(移住定住の促進等)と連携し、人口減の歯止め、空き住宅活用を図る。 ②景観形成意識を高揚させるための情報発信を実施する。 ③景観行政団体に向けて取り組みを行う。
後の課題と取り	2	適正な土地利用の推進	①都市計画区域内の二項道路の後退用地部分を法律どおり 道路用地とし適正な土地利用を図る必要がある。 ②町村合併に伴い、平成21年度に水上町都市計画区域と月 夜野町都市計画区域を統合し、みなかみ町都市計画区域と した。これに伴いみなかみ町都市計画マスタープランの策定 が必要であったが現在まで策定されていない。このためマス タープランの策定が必要である。	①都市計画区域内の土地所有者に対して建築基準法の二項 道路について理解できるよう情報発信する。 ②都市計画マスタープラン策定の検討を行う。
組み方針(案)	3			
	4			